

社会保険等未加入対策の拡充について

[概要]

- ・本県では、平成 26 年度より国土交通省直轄工事における取組に準じて社会保険等未加入対策に取り組んでいるところである。
- ・平成 30 年 10 月 1 日公告分より、すべての県発注工事について、社会保険等未加入企業を下請負人とするを原則として禁止している。
- ・社会保険等未加入業者を下請負人とした場合、受注者（元請）に対してのペナルティ（入札参加停止措置および成績評定の減点措置）は、一次下請契約を締結した場合に限定しているが、2 次以下も含めた全ての下請負人で契約違反があれば、ペナルティの措置を行うこととする。※令和元年 10 月 1 日以降の公告分から適用する。

1. 改正内容

項目	現行	改正	国
(1)適用日	H30.10.1 以降 公告分より適用	R1.10.1 以降 公告分より改正	H29.4.1 以降 入札手続き開始案件
(2)対象	全ての県発注工事	変更なし	全ての直轄工事
(3)対策内容	全て下請人を社会保険等加入業者に限定	変更なし	全て下請人を社会保険等加入業者に限定
(4)ペナルティ	社会保険等未加入業者を <u>一次下請負人</u> として契約した場合	社会保険等未加入業者を <u>下請負人</u> として契約した場合	(H29.10.1 より適用) 社会保険等未加入業者を下請人として契約した場合

2. スケジュール

- ・平成 31 年 3 月 下旬 改正公表→ 県 HP、資料提供および建設業団体への通知
- ・令和元年 10 月 1 日以降に入札公告する県発注工事より適用開始